

西欧中世初期の領主制に関する若干の論点

森本, 芳樹

<https://doi.org/10.15017/4474756>

出版情報：経済學研究. 42 (1/6), pp.233-252, 1977-05-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

西欧中世初期の領主制に関する若干の論点

森 本 芳 樹

はじめに

西欧中世初期の農村構造をめぐる研究において、19世紀の古典学説による構想の中心に置かれていたいわゆる「古典荘園制」の役割が、次第に小さく評価されるようになってきたことは十分に知られている。しかしながら、第二次大戦以降もそうした傾向が続く中で、1950年代末から「古典荘園制」を再評価しようとする新しい研究動向も見られるのであり、ことにF.L. ガンスホーフが先鞭をつけ¹⁾、A.フルヒュルストによって深められた²⁾考え方は、「古典荘園制」を例外的な現象と捉えるのではなく、むしろ、それを理想的な形態として行なわれるような領主制の運動を農村構造進化の軸に据えることによって、西欧中世経済形成過程における「古典荘園制」の位置を見定めることを可能にしたのであった³⁾。そして、おそらくはこのような新しい研究動向に触発されて、少なくとも1960年代末からのフランス学界では、「古典荘園制」の再評価が進行しているようである。すなわち、最近公刊されたいくつかの概説を見ると、「古典荘園制」がヨーロッパ全体では限られた地域しか占めなかったことを認めながらも、ともかくそれが7～8世紀にロワール・ライン間地域の主要部分に形成され、そこから他の地方にも普及していったとして、これを「5～10世紀における土地と農村経済」の中心に置いているG.フルカン⁴⁾、「中小土地所有」の

広汎な存在に注意はするが、「小規模経営の中・大規模経済への統合」を重視して、やはり大土地所有・経営を軸として中世初期の農村構造を整理するR.ドゥエールト⁵⁾、「その構造においていかに多様であり、いかに変動的であり、また、しばしば考えられていたより普及の程度が低かったことは確実であったとしても、それが果していた機能と、周辺農村に及ぼしていた影響によって、大所領は当時の経済全体の中心を占めていた」と述べるG.デュビィ⁶⁾などがあって、そうした印象が強い。

ところで、フルヒュルストに代表される所説は、西欧中世初期の農村構造を統一的に把握するための仮説という色彩がなお濃厚であるから、ヨーロッパないしわが国における最近の研究成果に照らして、さらに深められ、豊富にされていかねばならないであろう。本稿はこうした観点から、西欧中世初期の農村構造、ことに領主制をめぐるいくつかの重要な論点を検討することによって、「古典荘園制」の再評価をさらに進めようとする試みである。

1) F.L.Ganshof, *Le domaine gantois de l'abbaye de Saint-Pierre-au-Mont-Blandin à l'époque carolingienne*, *Revue belge de philologie et d'histoire*, 1948, pp.1021-41; Id., *Manorial organisation in the Low Countries in the 7th, 8th and 9th centuries*, *Transactions of Royal historical society*, 1949, pp.29-59; Id., *Grondbezit en gronduitbating tijdens de vroege middeleeu-*

wen in het noorden van het frankische rijk en meer bepaald in Toxandrie, *Brabants heem*, 1954, pp.3—19.

2) A. Verhulst, *De Sint-Baafsabdij te Gent en haar grondbezit (VII^e-XIV^e eeuw)*. *Bijdrage tot de kennis van de structuur en de uitbating van het grootgrondbezit in Vlaanderen tijdens de middeleeuwen*, Brussel, 1958; Id., *La genèse du régime domanial classique en France au haut moyen âge, Agricoltura e mondo rurale in Occidente nell'alto medioevo, Settimane di studio del Centro italiano di studi sull'alto medioevo*, XIII, Spoleto, 1966, pp.135—60. これらの業績の内容については、拙稿「古典荘園制に関する最近の研究について——A. フルヒュルストの所説を中心に——」本誌, 34巻2号, 1968, 49—63頁を参照。

3) 拙稿「中世初期の社会と経済」『岩波講座・世界歴史』中世1, 1967, 126—44頁; 同「西欧封建社会論の再検討——『古典荘園制』を中心に——」岡田与好編『近代革命の研究』上, 東京大学出版会, 1973, 1—37頁。

4) G. Fourquin, *Histoire économique de l'Occident médiéval*, Paris, 1969, pp.61—82.

5) R. Doehaerd, *Le haut moyen âge occidental, Economies et sociétés*, Paris, 1971, pp.153—204.

6) G. Duby, *Guerriers et paysans. VII^e-XII^e siècle. Premier, essor de l'économie européenne*, Paris, 1973, p.107. こうしてデュビイの場合, Id., *L'économie rurale et la vie des campagnes dans l'Occident médiéval (France, Angleterre, Empire, IX^e-XV^e siècle)*. *Essai de synthèse et perspective de recherches*, I, Paris, 1962, pp.88—129 よりも, 大所領の役割の評価が高くなってきているようである。

1. 中世初期農村におけるローマ的要素とゲルマン的要素

フルヒュルストの学説では, メロヴィング期に特有な小所領が, 「古典荘園制」に先行する形態として構想されることによって, 一方では, ローマ期大所領からの連続において中世初期の領主制を把える, ロマニスト的傾向が批

判されるとともに, 他方では, 独立農民層がメロヴィング末期に至って分解を開始するところに領主制形成の起点を措定する, ゲルマニストに通例の考え方が退けられており, 少なくとも古典的なロマニストとゲルマニストとの間に, 第3の立場を提示したと言えるであろう。けれどもその論調を詳細に追ってみると, M. ブロック, A. デレアージュ, さらにC. E. ペランのように, 中世の領主制をローマ期以前の土地所有関係と結びつけようとするフランス学界の傾向が強く批判される¹⁾とともに, メロヴィング期以降に新しく行なわれた農村開発を「古典荘園制」形成の要因として強く押し出している²⁾のであって, ローマ世界から西欧中世へ連続する要素への評価がかなり低いという印象が強い。ところで, 西欧中世初期におけるローマ的要素とゲルマン的要素という問題領域において, 最近のヨーロッパ学界では, ことにドイツでの研究を中心として前者の評価が次第に高められているように思われるのであって, 商品・貨幣流通や都市についての西ドイツでの研究成果³⁾や, 封建的従属農民層の起源をめぐる東ドイツでの論争⁴⁾などに, そうした動向が見てとれるのである。「古典荘園制」の形成に関する新しい考え方は, こうした研究動向とどのような関係にあるのだろうか。もちろん重要なのは, ローマ的要素とゲルマン的要素を截然と区分し, それらの評価において純潔にロマニスト的, あるいはゲルマニスト的な立場を擁護することではなく, 二つの世界からの寄与が西欧中世初期の農村で具体的にどのように絡みあっていたかを見究めるところにある。ここでは, そうした立場から, 最近の研究成果を素材に若干の検討を加えてみたい。

まず, 「古典荘園制」が典型的に成立したイ

ール・ド・フランスから始めよう。この地方に関してフルヒュルストは、P. ブリュネの農村地理学的研究とM. ロブランによる歴史地理学的研究に依拠している⁵⁾が、これらのいずれもが、ローマ期から連続している局面を全く否定しているのではない。すなわち前者は、セーヌ河とオワーズ河にはさまれた地帯での近代的大農場を考察しながら、その歴史的起源は、カロリング期から中世盛期にかけての修道院領の他にも、時にはローマ期の所領でもありえたと指摘しており⁶⁾、また後者は、パリ地方におけるメロヴィング期以降の農村開発を重視し、道路組織以外には注目すべきローマ期の遺産はないとする見方で貫ぬかれてはいるが、定住地ごとの個別的な分析では、多くの場所についてローマ人の足跡に注意を払っているのである⁷⁾。さらに、古代末期からメロヴィング期のソワソン地方を、文献史料に加えて、地名、守護聖人名、さらに考古学的素材を検討することによって追究したR. カイザーの研究⁸⁾が発表されるとともに、ローマ期からの遺産はきわめて大きく評価されることになった。すなわち、メロヴィング王権の最大の拠点の一つであったこの地方では、ローマ帝国による軍事的定住を軸として、4世紀には比較的安定した社会状況が現出したとされるが、クロヴィス以降のフランク王国は、あらゆる側面での古代末期における達成を受容することによって成立した。それは、しばしば指摘される道路組織、手工業生産、都市的生活の維持にとどまらず、ローマ帝国領のフランク王領地への転化や、セナトール貴族をも吸収したメロヴィング期貴族による古代末期大土地所有の継続などを内容とする⁹⁾とされており⁹⁾、しかもそれらのすべての基礎として、農村における定住地の連続が考えられているので

ある¹⁰⁾。

次にベルギー南部を見ると、第二次大戦直後のL. ジェニコによるロップ修道院領に関する論文¹¹⁾を出発点として、問題の所在はより明確にされているように思われる。ジェニコは、その主たる研究領域であるナミュール地方について、中世初期所領のかかり多くがローマ期大土地所有に発すると考えている¹²⁾が、9世期中葉の所領明細帳のうちに「古典荘園制」的な形態を示しているロップ修道院領¹³⁾の形成過程を検討して、次のような事情を明らかにしている。すなわち、ロップ修道院が9世紀にベルギー南部で持っていた105所領のうち、32箇所¹⁴⁾でローマ期の所領や墓地などの重要な遺跡が発見されており、その他に住居址などのより簡単な遺構を持つものも考慮するとき、ローマ人の足跡が全く発見されないのは39所領だけであって、修道院の手によって新たに開発されたのは所領全体の三分の一強に過ぎない。ローマ期所領がそのまま修道院領になったという証拠はないが、これらがすべていったんは荒蕪地になったとも考え難く、7世紀後半に創建されたロップ修道院は、おそらくローマ期以来耕作され、かつすでに所領組織を持っていた土地の寄進を受け入れることを主たる手段として、所領を形成したと考えられるのである。しかもきわめて興味深いのは、修道院所在地に近くなるほどローマ期の遺跡を含む所領の数が減少することであり、こうして、ロップ修道院はローマ期定住地の比較的少ない場所に立地して、その周辺を開墾しながら、所領の主要部分としてはローマ期以来の耕地を獲得していったということになる。

フランク王権の直接の保護下に創建され発展したロップ修道院¹⁴⁾のこうした所領形成過程は、ローマ帝国末期までの農村開発の所産が、

ゲルマン人による新たな支配のうちに受容され、再編されていった道程を印象的に示していると思われるが、その点をベルギー南部一般についてさらに展開したのが、G. フェデ・フェイトマンズ『メロヴィング期におけるベルギー』(1964年)¹⁵⁾である。フルヒュルストはこれを、ローマ期所領と中世領主制の断絶を主張した業績として引用しており¹⁶⁾、「ローマ帝国末期の所領 *fundi* とメロヴィング期の所領 *villae* との内部構造と経済的指向は、異なっていたばかりでなく、事実上相互に対立していた。前者は帝國的規模での組織的な経済と結びついて存在していたのに、後者はそこに居住する人間、ないし人間集団の必要充足だけに限られていたのである¹⁷⁾」というような叙述からは、こうした引用の仕方も正当であると思われる。けれどもフェデ・フェイトマンズは、それと並んで次のような注目すべき事情をも指摘している。すなわち、ベルギー全体を巨視的に見て、ローマ期所領とメロヴィング期墓地との遺構の分布を比較してみると、二つの時期における定住領域はほぼ一致している。そして、ローマ期所領の少なくとも一部は3～4世紀に荒廃させられてしまうが、5世紀の末、遅くとも6世紀には再び開発されて、中世初期の所領に再生していくのであり、確かにローマ期所領の中心にあった諸施設が破壊されて、メロヴィング期の定住地は水源に近い場所に新しく設定されることが多いが、同じ場所の耕地はそのまま利用されている¹⁸⁾。こうした事態をフェデ・フェイトマンズは、「同一の経営領域における定住地の移動」と呼んでいる¹⁹⁾のであって、われわれはここに、ゲルマン人による新しい社会体制のもとにローマ期以来の生産力的基盤が受容された絶好の例を見出すことができるであろう。

中世初期の所領がローマ期の耕地をも一つの基盤として成立するという事情は、他のいくつかの地方についても最近の研究によって明らかにされており、フランス学界では、M. ルーシュとJ. クードゥーの**コルビー修道院**に関する論文²⁰⁾が注目される。そもそも**コルビー修道院**領は、王権による**ピカルディー**地方開発政策の一環として、**サン・ベルタン修道院**領などとともに、7世紀後半に形成され²¹⁾、9世紀前半には、少なくとも**修道院**所在地に近い**所領群**で「**古典荘園制**」を実現していたようであるが²²⁾、その創建期における土地所有を歴史地理学的に検討したのがこの論文である。それによると、7世紀後半の**修道院**領は、**コルビー**周辺に一円化された巨大な土地が確保されていたのを始めとして、2万ヘクタール以上にも及んでいたが、その主要部分はメロヴィング王権からの寄進によっており、寄進された**王領地**はローマ期の**帝国領**に由来するものであった。しかも、耕地形態や地方行政区域のあり方から見て、**修道院**領の一部にはローマ人による土地区画たる《*centurio*》の跡が発見されるのであって、古代の耕地が帝国末期にいったん耕作されなくなったとしても、**コルビー**修道院領のうちに取込まれて再開発されていったことが確実なのである。こうして、**ピカルディー**においてはローマ期と中世初期との**所領**ないし**定住地**の間に立地上の連続がない、とするR. フォシエの見通し²³⁾が全体として正しいとしても、やはり、ローマ期の耕地が中世に受容されている可能性が大きい。

さらにドイツ学界に目を転ずると、そこでは古代からの遺産継承は、さらに大きく評価されているようである。たとえば、D. フリートナーによる**南西ドイツ**に関する論文²⁴⁾は、ローマ

期から中世初期の耕地形態を社会構造との関連で追究して、次の点を明らかにしている。それは、中世初期に定住したアラマン族は、ローマ期所領の中心となっていた諸施設を利用することではなく、旧来の耕地の周辺か、あるいはやや離れた場所で河川沿いに定住地を作り、それを拠点として、ローマ期の耕地を用いながら新しい耕地形態を打ち出していった、というのである。そして、H. ロートもライン右岸一帯のアレマニア地方について、同様の事情を指摘するとともに、それが、手工業をも含めたメロヴィング期の経済的発展の基礎となった、と考える²⁵⁾。さらに、F. シュタープのライン中流地域の社会構造についての研究²⁶⁾となると、古代から中世への連続をあらゆる分野にわたって証明しようとするその論調は、当面の問題においても次のような主張となって現われてくる。すなわち、農業についてはローマ期からの遺産を直接に証拠だてる素材は少なく、ローマ期の耕地形態が中世に持ち越されている例も若干をあげうるに過ぎないが、そもそも古代末期の人口が、ことに直接に生産に従事する下層民衆が、民族大移動の過程を生き延びてゲルマン人支配下の社会に入り込んでいった点を考慮するならば、やはりそこでも連続という局面を重視しなければならない、というのである²⁷⁾。さらにわれわれは、シュタープの業績から次の2点をも読み取ることができる。まず、ライン中流地域におけるゲルマン人の定住は、フランク族による最終的な覇権の確立までいくつかの部族によって継起的に進行し、それぞれの部族がローマ期の定住地と耕地に対する入り組んだ関係を示しているが、ともかく、ローマ期の耕地が帝国末期にいったん放棄されることがあったとしても、すでにメロヴィング期には再び開発されて

いること²⁸⁾、さらに、プリュム修道院領など、カロリング期に「古典荘園制」を構成しえたこの地方の教会領は、その起源をしばしばフランク王領地を通じてローマ帝国領に持っており、交通組織などの古代の遺産を大きく継受していること²⁹⁾である。

以上のように、最近の研究成果に照らして吟味された場合、ゲルマン人の作り出した小所領を起点として構想された新しい学説は、古典古代からの連続を否定するという方向においてはなく、むしろ、ローマ帝国末期までに達成された農業生産力の基盤、ことに耕地が、新しい定住地で新しい所領形態を作り出しつつあったゲルマン人支配者に受容されていく、という事実を含めて理解されるべきであろう。その意味でわれわれは、G. シュレーダー・レンプケからの次のような引用でこの節を終えることができる。「ローマ人とフランク族との支配の間に断絶を措定する場合でも、連続が疑問視されるのは、政治的及び経済的諸関係のみであり、また定住についてである。耕地とそれを耕作する人間とは圧倒的に同じものだったことは疑いない³⁰⁾。」

- 1) Verhulst, La genèse du régime domanial, pp. 135—7.
- 2) Ibid., pp. 141—9.
- 3) F. Petri, Die Anfänge des mittelalterlichen Städtewesens in Niederlanden und dem angrenzenden Frankreich, *Studien zu den Anfängen des europäischen Städtewesens, Vorträge und Forschungen*, IV, Lindau-Konstanz, 1958, pp. 227—95; H. Roth, Handel und Gewerbe vom 6. bis 8. Jahrhundert östlich Rheins. Eine Orientierungsstudie, *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 1971, pp. 323—58.
- 4) この論争の内容は、拙稿「西欧における封建的従属農民層の起源によせて——ドイツ学界の東と西

- 」本誌41巻3号, 1976, 1—23頁で考察した。
- 5) Verhulst, art. cit., p.144.
- 6) P. Brunet, *Structure agraire et économie rurale des plateaux tertiaires entre la Seine et l'Oise*, Caen, 1960, pp.434—43.
- 7) M. Roblin, *Le terroir de Paris aux époques gallo-romaine et franque. Peuplement et défrichement dans la civitas des parisi* (*Seine, Seine-et-Oise*), 2^e éd., Paris, 1971, pp.196—334. この点に注目したシュレーダー・レンプケは、パリ地方の定住形態を3世紀から10世紀にかけて連続的に把握しようとするR. ディオンを引き合いに出しながら、「ロブランはそのきわめて批判的な態度にも拘らず、パリ盆地の初期史に関する個別研究では、同じように考えている」と述べている。G. Schröder-Lembke, *Zur Flurform der Karolingerzeit, Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie*, 1961, p.148. なお, R. Dion, *La part de la géographie et celle de l'histoire dans l'explication de l'habitat rural du Bassin parisien, Publications de la Société de géographie de Lille*, 1946, pp.18—26を参照。
- 8) R. Kaiser, *Untersuchungen zur Geschichte der Civitas und Diözese Soissons in römischer und merowingischer Zeit*, Bonn, 1973.
- 9) *Ibid.*, pp.177—225.
- 10) 「定住地の集中と、その結果として個々に生じてくる定住地の移動はもちろんあったとしても、ガロ・ローマ期からメロヴィング期にかけてのソワソン地方の定住史は、全体としてきわめて顕著な発展の連続性によって特徴づけられている。」*Ibid.*, p.293.
- 11) L. Génicot, *Donations de villae ou défrichements. Les origines du temporel de l'abbaye de Lobbes, Miscellanea historica A. De Meyer*, 1946, pp.286—96.
- 12) L. Génicot, *L'économie rurale namuroise au bas moyen âge, I, La seigneurie foncière*, Louvain, 1943, pp.20—6.
- 13) 拙稿「中世初期における領主制の諸形態——ベルギー諸地方の場合——」(3), 本誌, 35巻1.2号, 1969, 21—31頁。
- 14) E. de Moreau, *Histoire de l'église en Belgique, I, La formation de la Belgique chrétienne des origines au milieu du Xe siècle*, 2^e éd., Bruxelles, 1945, pp.157—67, 181—9.
- 15) G. Faider-Feytmans, *La Belgique à l'époque mérovingienne*, Bruxelles, 1964.
- 16) Verhulst, art. cit., pp.143—4.
- 17) Faider-Feytmans, *op. cit.*, p.60.
- 18) *Ibid.*, pp.55—65. フェデ・フェイトマンズは、自ら発掘を手がけた Fontaine-Valmont を具体的な例としてあげている。それはローマ期には1000ヘクタールを越える所領であったが、743年宮宰カルロマンによってロップ修道院に寄進されたときには、すでに1世紀以上も耕作され続けており、修道院の手で開墾される必要はなかった。そして、中世における定住地は、ローマ期の経営中心であった肥沃な高台から、水源のある低地へ下っているのである。
- 19) *Ibid.*, p.60.
- 20) M. Rouche, *La dotation foncière de l'abbaye de Corbie (567—661) d'après l'acte de fondation, Revue du Nord*, 1973, pp.219—26; J. Coudoux, *Géographie agraire de la dotation foncière de l'abbaye de Corbie, Ibid.*, pp.227—30.
- 21) Rouche, art. cit. の他に, J. F. Lemarignier, *Les domaines des abbayes de Sithiu (Saint-Bertin) et de Corbie dans la seconde moitié du VII^e siècle, Revue du Nord*, 1946, pp.305—7; Id., *La France médiévale. Institutions et société*, Paris, 1970, pp.56—60.
- 22) 拙稿「領主制の諸形態」(2), 本誌, 34巻6号, 1969, 53—60頁。
- 23) R. Fossier, *La terre et les hommes en Picardie jusqu'à la fin du XIII^e siècle, I*, Paris-Louvain, 1968, pp.198—9.
- 24) D. Fliedner, *Zur Problematik der römischen und frühalemannischen Flurformen im Bereich der südwestdeutschen Gewannssiedlungen, Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie*, 1970, pp.16—35.
- 25) Roth, art. cit., pp.357—8.
- 26) F. Staab, *Untersuchungen zur Gesellschaft am Mittelrhein in der Karolingerzeit*, Wiesbaden, 1975.
- 27) *Ibid.*, pp.112—8.
- 28) この点は、結論の部分で次のようにまとめられている。「ライン中流地域の農業に利用できる土地の

大部分は、すでにメロヴィング期には再び耕作されるようになった。新しい村落は、旧来のローマ所領の跡をそれほど顧慮することなく成立した。それまでローマ的だったライン中流地域に5世紀を通じて入り込んだフランク族以前の諸部族が、新しい繁栄に参加する度合は限られていた。ただアラマン族だけがかなり多数で、ことにライン右岸の境界地域で従来からのガロ・ローマ定住地の側に定着し、そこから耕地と新しい居住地をも占取していった。」

Ibid., p. 446.

29) *Ibid.*, pp. 32—87.

30) Schröder-Lembke, art. cit., pp. 148—9. なお、東ドイツ学界にも見られる同様な考え方の例として R. Günther, *Zur Entstehung des Feudalismus bei den Franken. Die römisch-germanische Auseinandersetzung im 4. und 5. Jahrhundert, Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 1972, pp. 440—1 をあげておく。

2. 奴隷制の解体と封建的農民層の成立

メロヴィング期特有の小所領の解消から「古典荘園制」の形成を考えるフルヒュルストの学説は、一方では、奴隷的非自由人が保有地を獲得しながら自立的農民に上昇して賦役労働を負担するようになる事実を重視し、他方では、小所領の内部で比較的ゆるい従属関係のもとにあった農民や、その外部にとどまっていた独立農民が、領主による支配の拡大と所領形態の再編成に取り込まれて、賦役労働の給付を軸とする本格的な従属関係に陥るという過程をも、視野のうちに収めていた¹⁾。従ってそれは、奴隷制と独立農民層との解体から封建的農民層の成立を考えるという内容を持っており、労働力の社会的存在形態という深部から中世初期領主制の展開過程を事実上把握している、と言えるであろう。

ところで、第二次大戦後のヨーロッパ学界では、奴隷制の衰退に関する研究が、フルヒュルストの新しい学説を支える方向で深められてき

たように思われる。そもそも、中世初期に土地を持たない非自由人が多数存在して、経済的に大きな役割を演じていたことは、ますます注目されており、少なくともフランス学界では、こうした層を端的に奴隷と規定する傾向が強くなっている。かつてブロックが、領主直接経営が使用する労働の源泉を、奴隷労働、雇傭労働及び賦役労働の3形態にわけて吟味した仕方²⁾を受けつぎながら、主として領主直領地における奴隷的非自由人の存在が強調されてきた³⁾のであるが、最近では、ピカルディー農村の研究で奴隷制の存続を検出した後に、西欧中世社会史の概説でその所見を一般化しているフォシエ⁴⁾の例のように、地域の枠を設定して行なわれる個別研究においては非自由人の下層が注目され⁵⁾、また中世初期における社会階層が概観される場合には必ず奴隷に1項目が宛てられており⁶⁾、時には、「カロリング社会は古代社会の延長として奴隷制の上に立っている。それは、奴隷の上に立つ最後のヨーロッパ社会でさえある。この奴隷制はやや変質しており、ことにその後を継ぐことになる農奴制の方向に変質しつつはあったが、カロリング期の史料に登場するのは正真正銘の奴隷であった」(J. ドント)⁷⁾とする見解まで見られるのである。

しかしながら、われわれにとってことに重要なのは、このようにして奴隷制の役割が確認されるにとどまらず、中世初期においては総じてそれが解体過程を歩みつつあったことも、繰り返して指摘されていることである。この点は、西欧中世における奴隷制の比重を大きく見る傾向のあるわが国学界においては⁸⁾、特に強調する必要があるから、煩をいとわずに次のような引用をしておこう。「〔*mancipia* と呼ばれる奴隷の〕数は、中世初期を通じて間断なく減少しつつあ

った。この語は『御料地令』のうちには登場しないが、それは、王領地のすべての耕作者が自由人だったからではない。そこには多数の非自由人も存在していたが、彼らの生活様式は変わってしまっていたのである。これらの非自由人は土地保有農民となった。マンスが与えられ、彼らはマンスを自己の生存のために耕作することになった。」(R. ラトゥーシュ)⁹⁾。「フランスにおいてはすでに8世紀に、ドイツではやや遅れて明白に現れてくる奴隷制から農奴制への移行は、それと気付かれることなく、かつ大きな社会的変動なしに行なわれた。それは、ローマ帝国末期以来の非自由身分の進化における一つの段階であった。」(R. プートリュシュ)¹⁰⁾。「9世紀の末にはますます、[奴隷と農奴という]二つの階層の根本的な差が消えていくことになる。しばらくの間はなお、サン・ベルタン修道院領におけるように、*mancipia* と *servi* が区別されるであろうし、奴隷が物としての状態を抜け出すことが、例外としてだけ許可されるようなこともあるだろう。しかし、ノルマン人による奴隷商業が衰退し、10世紀初頭にスラヴ国家が生まれた後には、北部及び中部ヨーロッパでは、奴隷の最後の子孫たちは農奴と混合するのである。」(フォシエ)¹¹⁾。「明らかに、家内奴隷制はなお9世紀にも、所領明細帳が描いているあらゆる農村で活発であり、大小の経営において根本的な役割を演じていた。しかしながらこの役割は、はっきりと衰退しつつあった。すでに早くから見られた状況によって奴隷制は死を宣告されており、9世紀の制度は実際にはこの奴隷制に基づく制度にとって代るものだったのである。」(デュビィ)¹²⁾。「[カロリング社会には]『小屋住み』の、すなわち、所領に属するマンスに定住させられた奴隷もいた。彼らも大土

地所有者の領主直領地で長々と労働しなければならないが、しかし、マンスを持つということが、経済的な、従って社会的な上昇の可能性を彼らに対して作り出すことは、明らかである。……[商業や手工業に従事する奴隷もあって]、きわめて多様な経済状況のもとにある奴隷がいたようである。」(ドント)¹³⁾。このように中世初期の奴隷制に対する評価は研究者によってかなり異なるとしても、概説のうちでこれに言及する場合には、その解体という局面も必ず考慮されているのである。

さらに重要な点は、以上の引用からも見て取れるように、奴隷制の衰退に関して、戦争や商業による奴隷獲得の困難という外的要因がもちろん無視されているわけではない¹⁴⁾、それと並んで、奴隷の土地との結合による自立的農民への上昇が西欧社会の内的要因として強調され、しかもこうした進化が、中世初期領主制における賦役労働のあり方としばしば密接に関連させられていることであろう。その嚆矢となったのは、カロリング期バイエルンの諸所領で奴隷的非自由人が大量に使役されていることを明らかにした、第二次大戦直後のP. ドランジェの研究である。すなわちそこでは、非自由人の保有地との結合が強まる度合に応じて、剰余労働収取の方式も、全労働が領主の生産手段で実現されるというきわめて奴隷的な「日賦役」*corvée quotidienne* から、領主のための労働が週に3日程度に定量化され、従って残りの週日を自己の保有地の耕作に確保できる「週賦役」*corvée hebdomadaire* に変わっていく¹⁵⁾として、「古典荘園制」の根幹にある賦役労働の典型的な形態を、奴隷制の解体の側から理解しようとする試みがされていた¹⁶⁾。こうした考え方を一般化したのが、ペランによるフランスとドイツの

領主制に関する概観である。ペランは、奴隷制の衰退に伴って「限定された領主直領地の周囲に多数の農民保有地が集合しているような所領」が生じてくるとした上で、奴隷的非自由人が土地保有農民に上昇する際に経過的に生じてくる《prebendarii》と呼ばれる階層——自己の生活を領主からの『給養』《prebenda》に依存するところから、このように呼ばれている——に注目して、次のように述べている。「prebendarii は〔当初は領主のための『日賦役』に服していたとはいえ〕奴隷とは明白に区別される。事実、prebendarii は自己の家と庭畑とを持ち、時には1筆の耕地を妻や子供とともに耕作しているのであって、そのことから一定の経済的自立を保証されている。ある場合には、『日賦役』という当初の制度が緩和され、最も恵まれた prebendarii は、週に1日ないし2日の割合で領主のための労働を免除され、これらの自由な日数を自己の保有地を耕作するために用いることができるようになる¹⁷⁾。」このように、奴隷から封建的な自立農民への過渡形態に、すでに「週賦役」ときわめて近い剰余労働収取方式が見られることを指摘したペランは、他方では、奴隷的非自由人が獲得する保有地として成立する『非自由人マンス』《mansus servilis》の特徴的負担こそが、「週賦役」であったとしている¹⁸⁾のであって、事実上、賦役労働のこの形態を奴隷制解体の所産とも考えているのである。ところでペランの場合、領主の恣意に服する度合の大きい『非自由人マンス』の「週賦役」¹⁹⁾を、『自由人マンス』《mansus ingenuilis》——これは、そもそも自由人が領主的支配に取り込まれてくるところに成立する——から給付されるより定量的な賦役労働と対比して、両者の相違を強調することも多いとはいえ、

中世初期を通じて異なった種類のマンスによる負担形態が接近してくる傾向があり、場合によってはマンス種別の消滅に至るとも論じている²⁰⁾。このように、所領内部で農民の身分や保有地の種別が接近してくる傾向があったことは、きわめてしばしば指摘されるが²¹⁾、代表的な例としてラトゥージュを引用するなら、「週賦役」が保有地を確保した奴隷的非自由人に特有な負担であったとしながらも、「しかしながら、二つの身分の間に存在していた差異は次第に減少した。なぜなら、非自由人も自由人も同じ所領に定住し、類似した義務を果しているのであるから、これらが接近し、融合さえすることは不可避だったのである²²⁾」と述べている。だとすれば、「週賦役」という発達した賦役労働の形態は、奴隷的非自由人に起源を持つ農民のもとで歴史的にはまず生じたのだとしても、「古典荘園制」に組織された封建的農民層全体に関してくることになるはずである。最近この点を論じたのがデュビィなのであって、「奴隷制から農奴制へ……」という変化が、領主直領地と農民保有地の併存と、後者の前者の耕作への参加に基づいた新しい型の所領構造を、6世紀以降普及させていった」という認識を前提として、独立農民層をも引き入れながら被支配者を比較的均質な層に同化していく一般的な傾向を、「奴隷制がまどうに至った新しい諸形態をモデルとする状態への、農民層全体の移動²³⁾」と、巧みに表現しているのである。

かつてデレアージュは、ブルゴーニュにおける土地所有・経営形態の多様性を吟味しながら、中世初期にはこうした多様性を貫ぬいて、「領主制」seigneurie と「農民経営」exploitation paysanne との対立関係こそが、社会構造にとって本質的となってきたと主張し

た²⁴⁾。その後ラトゥーシュは、中世初期西欧経済の最大の所産は、領主制の支配に服しながらも、農村において「家族的小経営」petite exploitation familiale が確立された点にあることを力説していた²⁵⁾。フランスにおけるその後の動向は、こうした考え方を受け継ぎながら、西欧における封建的農民層が歴史的には奴隸的非自由人の上昇と独立農民の没落という二重の起源を持つことを踏まえた上で、なおかつ、労働力の社会的存在形態における基本的変化を奴隸から自立的農民への進化に求め、そこから賦役労働という剰余労働収取方式をも解明しようとしているのである。

ところで、ドイツ学界では「奴隸制」Sklaverei という術語が用いられることは少ない²⁶⁾が、それでも中世初期における奴隸的非自由人の大量の存在を認めつつ、同時にそれらが自立的農民へ上昇していくことを強調するという点では、フランス学界と並行した考え方が明白に認められる。たとえば、国制史の分野ではいわゆる「下層」Unterschichten の問題に最大の関心を示しているK. ボーズルが、「人身的非自由 Leibeigenschaftこそすべての社会的上昇運動の貯水池である²⁷⁾」という軽妙な表現を用いながら、中世初期における支配関係は、大きく見て、「人間に対する領主的所有」Herreneigentum an Menschen から「土地に対する領主的所有」Herreneigentum an Grund und Boden へと推転しており、しかもその経済的基礎として、奴隸的非自由人が家と土地を賦与されて農民に上昇していく過程が存在していた、という構想を示しているのがそれである²⁸⁾。また経済史の分野では、ドイツ中世の農民層が、「自由人の土地保有者化過程」Vergrundholdungsprozeß der Freien と並んで、「非

自由人の農民化過程」Verbäuerlichungsprozeß der Unfreien からも形成されたとするF. リュトゲ²⁹⁾の名をあげることもできる。さらに最近の個別研究としては、「狭義のmancipia」Manzipien im engeren Sinne と「servi, すなわち自立的に経営するmancipia」selbständig wirtschaftende Manzipien に1節ずつを宛て、次のような所説を展開するシュタープの場合³⁰⁾を引くことができるであろう。すなわちシュタープによれば、カロリング期における非自由人の内部で法的に厳密な区分がされることはないが、史料の用語法においては、《mancipia》が主として家も土地も持たない奴隸的非自由人を指すのに対して、《servus》はむしろ独自の家計と自立的経営を持つ層を指す、という区別がある³¹⁾。プリュム修道院の所領明細帳で《haistaldi》、《femine》などとも呼ばれている前者は、領主のために全時間をあけて労働し、これに強く隷属しながらも個別的な信頼関係による保護を享受している。そして、教会の影響もあって、この層に対しても結婚が認められるようになって家族が構成され、かつ史料には《peculiare》という語で示される財産が保持されるようになると、やがてはマンスを保有して完全に自立した農業経営を行なう途が開かれ、それはことに王領地と教会領で実現されてくる。シュタープはさらに、このようにマンスを保有するようになった非自由人の特徴的な負担が「過賦役」であったことをも、繰り返し指摘するのである³²⁾。

このような西ドイツにおける代表的な業績に加えて、従来は封建的農民層の起源を自由農民の没落からのみ説明する傾向の強かった東ドイツ学界においても、1960年代の論争を通じて、中世初期の奴隸制的ウクラードの比重がよ

り大きく評価されるようになるとともに、奴隷の非自由人の上昇も封建制形成の本質的な契機として認められてきている³³⁾ことを考慮するならば、奴隷制の解体と封建的農民層の成立という問題に関しては、ドイツとフランスの学界ではかなり接近した考え方が一般化しているとして、誤りないであろう。「古典荘園制」の形成についてのフルヒュルストの所説は、まさにこうした研究動向に支えられ、かつそれをさらに豊富にするものだったのである。

- 1) Verhulst, *La genèse du régime domaniaal*, pp.146—7.
- 2) M. Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, Nouv. éd., Paris, 1952, pp. 69—72.
- 3) 典型的な例として、個別研究としては P. Dollinger, *L'évolution des classes rurales en Bavière depuis la fin de l'époque carolingienne jusqu'au milieu du XIII^e siècle*, Paris, 1949, pp.264—80 を、概説としては Duby, *L'économie rurale et la vie des campagnes*, pp.100—7, 121—2 をあげておく。
- 4) Fossier, *La terre et les hommes en Picardie*, pp.208—9; Id., *Histoire sociale de l'Occident médiéval*, Paris, 1970, pp.64—7.
- 5) いずれも中世初期を主たる対象とする研究ではないが、A. Chédeville, *Chartres et ses campagnes (XI^e—XIII^e s.)*, Paris, 1973, pp.356—62; G. Devailly, *Le Berry du X^e siècle au milieu du XIII^e. Etude politique, religieuse, sociale et économique*, Paris, 1973, pp.199—200.
- 6) R. Boutruche, *Seigneurie et féodalité*, I, *Le premier âge des liens d'homme à homme*, Paris, 1959, pp.130—5; Doehaerd, *op. cit.*, pp.184—8; Duby, *Guerriers et paysans*, pp.24—5.
- 7) J. Dhondt, *Le haut moyen âge (VIII^e—XI^e siècles)*, Ed. fr. par M. Rouche, Paris—Bruxelles—Montréal, 1976, p.24. 残念ながら、フルヒュルスト説を念頭に置く場合重要な論点となってくるはずの、奴隷的・非自由人の使役をめぐっての大所領と小

所領の相違という問題は、以上に引用した研究者の関心の外にあるようである。ただ、サン・ベルタン修道院の所領明細帳の分析において、修道院領内部の小領主が抱えていた奴隷的・非自由人は、大領主たる修道院からその管理を委ねられていたものだと考えるガンスホーフの場合 (F. L. Ganshof, *Le tolyptyque de l'abbaye de Saint-Bertin 844—859. Edition critique et commentaire*, Paris, 1975, passim) には、奴隷制をむしろ大所領と結びつける考え方が強いという印象を受ける。この点については、下野義朗「いわゆる古典荘園の構造をめぐる基礎的諸問題——椽川一朗氏の奴隷制構造説の検討を中心に——」『歴史学研究』426号, 1975, 41—2 頁を参照。

- 8) その極端な例は、椽川一朗『西欧封建社会の比較的研究』青木書店, 1972 に見ることができる。
- 9) R. Latouche, *Les origines de l'économie occidentale (IV^e—XI^e siècle)*, Paris, 1956, p.211.
- 10) Boutruche, *op. cit.*, p.141.
- 11) Fossier, *Histoire sociale*, p.66.
- 12) Duby, *Guerriers et paysans*, p.101.
- 13) Dhondt, *op. cit.*, p.25.
- 14) 中世初期の奴隷商業に関する最もまとまった業績は、Ch. Verlinden, *L'esclavage dans l'Europe médiévale*, I, *Péninsule ibérique—France*, Bruges, 1958 であるが、そこでは奴隷商業が、ユダヤ商人によるイベリア半島の回教徒に向けてのスラヴ人奴隷の中継貿易として把えられ、それが西欧に奴隷を供給する度合の少なかつたことが強調されている。
- 15) Dollinger, *op. cit.*, pp.152—5.
- 16) 「週賦役」を最も発達した形態とする賦役労働と奴隷制との関連については、拙稿「Polyptyques にあられた『週賦役』に関する考察——労働地段階における農民層の存在形態との関連において——」『土地制度史学』2号, 1959, 43—8 頁を参照。
- 17) C. E. Perrin, *La seigneurie rurale en France et en Allemagne du début du IX^e à la fin du XII^e siècle*, I, Paris, 1953 (Les cours de Sorbonne), p.59. なお《prebendarii》については、F. L. Ganshof, *Manorial organisation in the Low Countries*, p.59; Doehaerd, *op. cit.*, pp.184—5 などを見よ。
- 18) Perrin, *op. cit.*, pp.84—6.
- 19) ペランが用いている次のような表現に注意せよ。

- 「非自由人マンスは、週の数日間、一般に3日間は、全く領主の意のままになるという義務に服していた。」*Ibid.*, p. 85. 「週賦役」と領主の恣意の関連については、拙稿「『週賦役』に関する考察」41—3頁。
- 20) *Ibid.*, pp. 92—102. そうした例を示す史料とペランが考えるのが、9世紀末ブリュム修道院の所領明細帳である。これを素材としたペランの議論は、C. E. Perrin, *Une étape de la seigneurie. L'exploitation de la réserve à Prüm au IX^e siècle*, *Annales d'histoire économique et sociale*, 1934, pp. 450—66 に示されている。
- 21) Boutruche, *op. cit.*, pp. 139—45 ; Fossier, *Histoire sociale*, pp. 56—67 ; Duby, *Guerriers et paysans*, pp. 103—7.
- 22) Latouche, *op. cit.*, pp. 211—2.
- 23) Duby, *Guerriers et paysans*, pp. 50—1, 128.
- 24) A. Déléage, *La vie économique et sociale de la Bourgogne dans le haut moyen âge*, I, Mâcon, 1941, pp. 192—251.
- 25) Latouche, *op. cit.*, pp. 354—7.
- 26) 1例を引けば K. Bosl, *Staat, Gesellschaft, Wirtschaft im deutschen Mittelalter*, *Gebhardt Handbuch der deutschen Geschichte*, 9. Auf., (Taschenbuchausgabe), München, 1973 でも“Sklave”の語は古代について用いられており、中世初期の奴隸的非自由人は、*«mancipium»*、“Leibeigene”などと表現されている。
- 27) K. Bosl, *Leibeigenschaft*, in H. Rössler, G. Franz (ed.), *Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte*, München, 1958, pp. 621—5 ; *Id.*, *Die Gesellschaft in der Geschichte des Mittelalters*, 3. Auf., Göttingen, 1975, p. 47.
- 28) K. Bosl, *Grundherrschaft*, *Sachwörterbuch*, pp. 373—6 ; *Id.*, *Freiheit und Unfreiheit. Zur Entwicklung der Unterschichten in Deutschland und Frankreich während des Mittelalters*, *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 1957 in K. Bosl, *Frühformen der Gesellschaft im mittelalterlichen Europa*, München-Wien, 1964, pp. 195—200 ; *Id.*, *Staat, Gesellschaft, Wirtschaft*, pp. 108—14.
- 29) F. Lütge, *Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Berlin-Göttingen-Heidelberg, 1952, pp. 56—8 ; *Id.*, *Geschichte der deutschen Agrarverfassung vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert*, Stuttgart, 1963, pp. 29—35.
- 30) Staab, *op. cit.*, pp. 331—51.
- 31) もちろん、中世史料における*«mancipium»*の語義は多様であり、しばしば従属民一般を指すのにも用いられた。しかし*«servus»*と比べれば、人間を物の側面において捉えるニュアンスが強かったようである。H. Dubled, *Mancipium au moyen âge*, *Revue du moyen âge latin*, 1949, pp. 51—6. またドヴァイイは、11世紀のペリィ地方では、非自由人の地位の向上に伴って、*«mancipium»*の語が*«servus»*の語に取って代られたことを指摘している。Devailly, *op. cit.*, pp. 199—200.
- 32) Staab, *op. cit.*, pp. 46—64.
- 33) 拙稿「封建的従属農民層の起源」を参照。

3. 王領地の役割をめぐって

フルヒュルストによれば、パリ地方を代表とする北フランス一帯が「古典荘園制」生成の最初の舞台となった条件の一つは、メロヴィング期における王領地の濃密な存在であり、しかも、いったん形成された「古典荘園制」が他の諸地域に展開していく際にも、王権と教会が積極的な役割を演じたという¹⁾。このように王領地を重視する考え方は、第二次大戦後、特にドイツ学界を中心としてはっきりと見られる研究動向なのである。

そもそも、「国王自由人学説」の強力な主張に見られるように、中世初期の国制史において王権の果たした役割を重視することは、ドイツ学界ではきわめて顕著な傾向であるが²⁾、その中で、ことにカロリング王権が社会経済の分野でも様々な政策を打ち出し、場合によってはかなりの程度に目標を実現していることが明らかにされてきた。そうした例としてしばしばあげられるのは、小額鑄貨の流通を規則化した銀本位制による貨幣制度の確立³⁾と、『有力者』*«potentes»*による『貧民』*«pauperes»*抑圧

の阻止⁴⁾とであるが、前者には度量衡の改革⁵⁾が、後者には農産物の価格規制⁶⁾が密接に結びついていることから察せられるように、カロリング王権による社会・経済政策はきわめて広汎な範囲に及んでいた、とされているのである。ところでフルヒュルストは、「カロリング期の農業政策。『御料地令』と792—3年及び805—6年の飢饉」(1965年)と題する珠玉のごとき小論文⁷⁾において、カール大帝治下で2度にわたって生じた全般的飢饉が、次のような二つの政策のきっかけとなったことを指摘している。第1は、王領地と教会組織を動員して慈善的に穀物を提供するとともに、農産物価格を統制して食料品の供給を確保しようとする、短期的な緊急対策であるが、第2は、王領地管理を改善して、王権の直轄する所領からの収入を増加しようとする長期政策で、『御料地令』はまさにそのために出されたというのである。こうして、カロリング王権の社会・経済政策の直接の物質的基盤をなすものこそ王領地だったのであり、われわれもこれに関する諸研究に注目してみよう。

周知のように、19世紀の古典学説にあっては王領地の役割がきわめて大きく評価され、大所領型「古典荘園制」を発達させ、これを教会領を通じて世俗領にまで普及させた基地とみなされていたのに対し、ことにA. ドープシュによる徹底的な批判の後には、王領地の意義はかなり小さく考えられるようになっていた。そして、第二次大戦後の諸研究は、古典学説への単なる回帰を意図するのではもちろんないとしても、中世初期の国制史で王領地が担ってきた意味を再評価してきているのであるが⁸⁾、この間の事情を印象的に示すのが、王領地研究の有力な史料と目される、『御料地令』《Capitulare

de villis》と『明細帳範例』《Brevium exempla》⁹⁾とについての、評価の変遷であろう。

『御料地令』について古典学説は、合理的な所領管理をフランク王国全体に一般化させるためにカール大帝によって発布された革新的な勅令であった、と考えていたのに対して、ドープシュは、その適用範囲をルイ敬虔王治下のアキタニアにおける王領地のごく一部に限定し、かつ、所領役人による横領など、王領地管理に見られた欠陥の是正を目標とするこの指令集は、所領形態に関するような変革的な内容を持たなかった、とした¹⁰⁾。そして最近の研究においては、この勅令は再びカール大帝に帰されると同時に、封として出されている以外のフランク王領地全体を対象とするものとされ¹¹⁾、さらに、王権への物資と人手の供給を確保することがその最小限の目標とされながらも¹²⁾、研究者によっては、なお様々な政策的配慮も含まれていたことが主張されるのである¹³⁾。また『明細帳範例』についても、古典学説においては、カール大帝の文書局で王領地と教会領の明細帳作成の手本として編集された公的文書であるとされていたものが、ドープシュによって、817年の修道院制度改革を契機にライヘナウ修道院で行なわれた私的な編集の所産であるとされ¹⁴⁾、その評価が低められていたのに対して、最近では再びカロリング王権の中央機関によって作成され、フランク王国で広く用いられていた書式集であると考えられるようになっていく¹⁵⁾。

さて、フランク王国における王領地の役割がこのように再評価されてくるとともに、その実証的な研究もドイツ学界できわめて精力的に行なわれるようになった。そして、一方では、マックス・プランク歴史学研究所(Max-Planck Institut für Geschichte)を中心に進められ

た宮廷や王領地の個別研究の成果が続々と公刊され¹⁶⁾、他方では、フランク王国全体を視野に収めつつ行なわれる王権の勢力拠点の配置¹⁷⁾や国王の移動巡路¹⁸⁾の検討が進むにつれて、ことにカロリング期の王領地についての知見は格段と豊富になったように思われる。特に、ローマ期から受け継いだ道路組織などによって、宮廷と王領地の間に緊密な連絡が確保されていたこと¹⁹⁾が明らかにされるとともに、フランク王権による西欧の経過的統一において、王領地が重要な物的基盤をなしていたことが、ますます確信されることになった。ところで、王領地のうちには、国王の家臣に封として出される部分や、高級役職に宛行れる部分があり²⁰⁾、また「国王自由人学説」が明らかにしたように、主として軍役を負担させるべく国王直属の領民に保有させていた土地もあったはずである²¹⁾。われわれの主たる関心は、王権への物的補給を主たる目標としているような王領地が、領主制としてはどのように組織されていたかという問題であるが、この点についてドイツの研究者はそれほど興味を示していないのである。しかし、ドイツ以外の学界から注目された場合や、史料に恵まれた場所については、若干の研究成果は蓄積されており、現在では、王領地における所領規模について一般的な見通しが与えられるとともに、所領構造もある程度までは明らかにされていると言えるであろう。

まず、王領地の最終的な管理単位たる所領の規模については、これをきわめて小さく評価しようとするドープシュの見解をめぐって、第二次大戦前から激しい論争があった。けれども、関連文書の研究が進むことで『明細帳範例』第3部に記載されている Annapes 周辺の諸所領が、いずれも100ヘクタール以上の面積を持っ

ていることが P. グリアースンによって証明された²²⁾のを始めとして、最近では、王領地の多くは一円的な大所領をなしていたことが明らかにされてきている²³⁾。そして、そうした研究動向を背景として W. メッツは、王権から多くの地方で教会に行なわれた所領寄進に関する文書史料からの所見を、所領明細帳によって検証するという仕方によって、王領地の所領規模一般を、やはりかなり大きく評価することになったのである²⁴⁾。もちろん、王領地のあり方は大きな地方差を示していたはずであり、かつ、しばしば広大な森林がそこに含まれていた²⁵⁾から、必ずしも各所領が1000ヘクタールにも及ぶ耕地を含んでいたと言うのではないが、少なくとも、王領地を中世初期における大所領を代表するものと考えすることは、十分に可能であろう。

ついで所領構造については、『御料地令』と『明細帳範例』が所領管理の全体にわたる言及を含んでいない²⁶⁾ために、結局は一部の地域で作成された所領明細帳に依拠する他はなく、現在のところでは、M. ゴツケルによるライン中流地域の研究をあげうるに過ぎない。しかしともかくゴツケルは、いわゆる「ロルシュの王領地明細帳」Lorscher Reichsurbar²⁷⁾を利用して、この地域における王領地に、領主直領地と農民保有地から成り、かつ、後者の半分以上を占める『非自由人マンス』からは「週賦役」が給付されているという、「古典荘園制」的構造を明らかにすることができた²⁸⁾。また、K. ハイネマイヤーのカッセル地方についての研究を見ると、王領地における所領形態をそれほど詳しく分析しているのではないが、これを“Villikation”という術語を用いて概括するのであって²⁹⁾、ゴツケルに近い判断を下していると思われる。さらに、フランク王国の王領地全体を問

題とするメッツは、王領地として所領明細帳に記載された例だけでなく、教会に寄進された後に所領明細帳に登録された旧王領地の場合も考慮しながら、通例の所領形態が「古典荘園制」であったと考え³⁰⁾、より多くの史料によって解明されている教会領と対比しつつ、「領主直領地と種々の法的地位にある保有地から成るという組織において、王領地は教会に属する大規模な所領と原則的に対応している。また、現物・貨幣負担と、ことに畑の耕作と収穫の際に行なわれる手賦役と連畜による賦役との領民への賦課は、司教座や修道院による所領明細帳に見られる諸関係と対応している³¹⁾」と述べている。

ところで、このような構造を示す王領地は、教会領ときわめて密接な関係を持っていた。そもそも世俗権力と教会権力との厳密な区別がない中世初期の西欧社会で、フランク王権が司教座教会や修道院に手厚い保護を与えながら、これらを自己の勢力拠点としたのは当然であった³²⁾。この点を印象的に示すのは、C.ブリュルによって明らかにされたフランク国王の滞在地と教会領の関係であり、それは、豊富な王領地が国王一行への補給の主たる源泉であった9世紀前半までにも、多くの司教座都市や修道院に宮廷が設けられており、王領地が減少してきた9世紀中葉以降の西フランクでは、教会施設が組織的に国王の滞在地とされて教会領からの補給が圧倒的に増加する、というのである³³⁾。ことに研究が進められているのは、史料の豊富な修道院に関してであり、最近の業績としては、7世紀におけるコルビー修道院やサン・ベルタン修道院の創建や所領形成が、布教と農村開発によってセーヌ河からミューズ河にかけての地帯に勢力を確立しようとする、フランク王権の政策的配慮によることを明らかにしたルマリニ

エの場合³⁴⁾や、国王に属するアルデンヌ地方の森林の真中に創建されて開発の拠点となっていく、スタヴロ・マルメディ修道院の役割を詳細に検討しているH.ミュラー・ケーレンの研究³⁵⁾などがあげられるであろう。そして、われわれにとって特に興味深いのは、9世紀に「古典荘園制」を示している修道院領の多くが、様々の形で王権の大きな影響を受けながら成立したという事実である。その場合、フルヒュルストがシント・バーフ修道院領について明らかにしたように³⁶⁾、「古典荘園制」を構成している個々の所領について、それが王領地からの寄進によって成立したことを確認することは、決して容易ではなく、しばしば引き合いに出されるヴェルデン修道院領 Friemersheim³⁷⁾の他には、サン・タマン修道院の所領明細帳に登場する Bousignies と Brillon の2所領が想起される程度である³⁸⁾。しかしながら、個別所領の系譜を確定することは困難であるとしても、「古典荘園制」の存在が確実に認められている修道院領に関して、そのかなりの部分が王領地に由来することが明らかでない場合は、きわめて多いのである。国王自由人の教会領民への没落という独自の主張を裏打ちするために、「古典荘園制」の典型とされるあのサン・ジェルマン・デ・プレ修道院領が王領地に起源を持つとしたT.マイヤーの主張を³⁹⁾、全面的に受け入れるには慎重たらざるをえないとしても、少なくとも同修道院領が密集する地域で、大量の王領地が修道院領に転化していることが確実である⁴⁰⁾。またプリュム修道院領については、シュタープによる最近の研究で、ローマ期の交通組織がフランク王権の手によって受容され、さらに教会領にも受け継がれていくという主張が展開される中で、その一部が王領地に起源を持つ

ことが示されている⁴¹⁾。さらに、私が比較的詳細に文献と史料を探索しえたベルギー諸地方の場合を見ると、「古典荘園制」的な所領形態を認めることのできる修道院領のすべてについて、所領形成過程での王権による重要な寄進を検出することができるのであって、それらは、前述のコルビー、サン・ベルタン、サン・タマン、シント・バーフ修道院の所領の他にも、ロップとシント・トルイデン修道院の所領である⁴²⁾。

以上のように見てくるとき、「古典荘園制」が形成される基地として、またそれを普及していく媒体として、まず王領地を、ついでそれと密着した教会領をきわめて大きく評価するフルヒュルストの見解は、第二次大戦後ヨーロッパ学界の所産によって十分に支えられていると言ってよい。そして、こうした研究動向に基づいてわれわれは、フランク王権と教会諸組織を先頭とし、これらと不即不離の関係にあった高級貴族⁴³⁾を含めた有力領主層こそが、中世初期の農村構造を「古典荘園制」の方向へ推転させていく上で、先進的な役割を果たしたと考えることができるのではなからうか。

- 1) Verhulst, La genèse du régime domanial, pp. 150—60.
- 2) 「国王自由人学説」については、久保正幡編『中世の自由と国家』上、中、下、創文社、1963—69を参照。なおこの学説は、「中世の世界は貴族的な世界である。国家も教会も社会も貴族によって支配されている」とする「貴族支配説」と結びついて、「農村の人民は根本的に歴史を持たない」(H. ダンネンバウアー)というような歴史観に結実していくときには、きわめて危険なものをはらんでいる。H. Dannenbauer, Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen. Grundlagen der deutschen Verfassungsentwicklung, *Historisches Jahrbuch*, 1941 in Id., *Grundlagen der mittelalterlichen*

Welt, Stuttgart, 1958, p. 121. しかしながら、古典学説に直截的に対決する新学説に触発されて、きわめて優れた研究が続出したことも否定できないのであって、われわれはそこから生み出された成果に十分な注意を払わなければならない。

- 3) この点については多くの論稿があるが、要約的な叙述として P. Grierson, Money and coinage under Charlemagne, H. Beumann (ed.), *Karl der Große. Lebenswerk und Nachleben*, I, *Persönlichkeit und Geschichte*, Dusseldorf, 1965, pp. 501—36 をあげておく。なお、かかる貨幣制度の改革が、従来より広汎な民衆が接触するような「貨幣経済」を志向していた点については、拙稿「西欧中世初期における商品・貨幣流通と都市——ピレンヌ以降ベルギー学界の成果を中心として——」(1), 本誌, 39巻, 1—6号, 1974, 231—5頁。
- 4) カロリング王権による『貧民』保護政策の評価については、たとえば R. Kötzschke, Karl der Große als Agrarpolitiker im besonderen auch für deutsche Landschaften, *Festschrift für E. E. Stengel*, 1952, pp. 182—94 のように、主として領主的支配のもとにある農民を対象と考えるか、あるいは、E. Müller-Mertens, *Karl der Große, Ludwig der Fromme und die Freien. Wer waren die Liberi homines der karolingischen Kapitularien (742/743—832)? Ein Beitrag zur Sozialgeschichte und Sozialpolitik des Frankenreiches*, Berlin, 1963 が典型的に示しているように、王権に公的義務や軍役を負担する『自由人』を対象として「封建化を阻止する」ものと見るか、このあたりに今後検討すべき問題点がある。
- 5) 最近では、貨幣制度と度量衡の改革を結びつけて論じた、H. A. Miskimin, Two reforms of Charlemagne? Weights and measures in the Middle Ages, *Economic history review*, 1967, pp. 35—52 がある。また、フランク王権による土地面積単位の統一への努力については、L. Musset, Observations sur une mesure agraire: le bonnier, *Mélanges d'histoire du moyen âge L. Halphen*, Paris, 1951, pp. 535—41.
- 6) Kötzschke, art. cit., pp. 186—9; Doehaerd, *op. cit.*, pp. 62—3.
- 7) A. Verhulst, Karolingische Agrarpolitik. Das Capitulare de villis und die Hungersnöte von 792/793 und 805/806, *Zeitschrift für Agrar-*

- geschichte und Agrarsoziologie*, 1965, pp. 175-89. フルヒュルストは、792-3年の飢饉を契機として行なわれた度量衡改革に注目して、19世紀以来論争されてきた『御料地令』の成立年代を、792-3年と800年との間に求めているが、この年代決定は、王領地研究の第一人者であるメッツによっても承認されている。W. Metz, *Zur Erforschung des karolingischen Reichsgutes*, Darmstadt, 1971, pp. 18-9.
- 8) Bosl, *Staat, Gesellschaft, Wirtschaft*, pp. 49-51.
- 9) この二つの史料には多くの刊本があるが、両者の最古の写本を含む《Codex Helmstadensis 254》が、ブリュルによる解説と文献目録を付して、ファクシミリ版として最近刊行された。C. Brühl, *Capitulare de villis. Dokumente zur deutschen Geschichte in Faksimiles*, I-1, Stuttgart, 1971.
- 10) A. Dopsch, *Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit vornehmlich in Deutschland*, I, 2. Auf., Weimar, 1921, pp. 28-73.
- 11) 最近までの研究状況の総括としては、W. Metz, *Das karolingische Reichsgut. Eine verfassungs- und verwaltungsgeschichtliche Untersuchung*, Berlin, 1960, pp. 77-87; Id., *Zur Erforschung*, pp. 8-21. しかしながら、T. Mayer, *Das Capitulare de villis, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, GA., 1962, pp. 1-32や、フランス学界における Perrin, *La seigneurie rurale en France et en Allemagne*, pp. 41-3; Duby, *L'économie rurale et la vie des campagnes*, pp. 277-8 などに見られるように、ドーブシュの考え方をかなりの程度生かそうとする研究者も存在する。
- 12) この点を『御料地令』の基本的な目標であると強調するメッツは、ことに国王滞在に伴う宮廷への補給を重視して、この勅令も国王がしばしば滞在した王領地により厳密に適用された、と考えている。W. Metz, *Die Agrarwirtschaft im karolingischen Reiche, Karl der Große*, I, pp. 497-8.
- 13) Kötzschke, art. cit., pp. 181-6; Verhulst, art. cit., passim. こうした研究動向を支えたのは、カロリング期の文化全般にわたる研究の進歩であろう。たとえば『御料地令』第70条に登場して、ドーブシュにアキタニアを扱わせる手がかりを与えた植物名も、カロリング宮廷を中心とする古典古代の文化遺産継承の実態が明らかにされるとともに、おそらくは古典古代の書物から借用された一覧表であったと考えられるに至っている。Metz, *Zur Erforschung*, pp. 14-5. 多くの研究者が、『御料地令』が王領地管理における書類の使用を促進していることを重視し、それが所領明細帳や会計記録の作成を普及したと考え、『明細帳範例』もその結果成立したという見方が強くなっているのも、こうした背景のもとに理解されよう。Kötzschke, art. cit., pp. 189-90; Metz, *Reichsgut*, pp. 18-26; A. Tautscher, *Betriebsführung und Buchhaltung in den karolingischen Königsgütern nach dem Capitulare de villis, Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 1974, pp. 1-28.
- 14) Dopsch, *op. cit.*, pp. 75-101.
- 15) W. Metz, *Zur Entstehung der Brevium exempla, Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters*, 1953-4, pp. 395-416; Id., *Reichsgut*, pp. 26-53; Id., *Zur Erforschung*, pp. 23-8. なおペランは、ドーブシュの見解があまりに詳細な史実を想定していることを警戒しながらも、『明細帳範例』が私的な編集によるという点ではこれに従っている。Perrin, *op. cit.*, pp. 43-6.
- 16) *Deutsche Königspfalzen. Beiträge zu ihrer historischen und archäologischen Erforschung*, 2 vols., Göttingen, 1963-5; M. Schalles-Fischer, *Pfalz und Fiskus Frankfurt. Eine Untersuchung zur Verfassungsgeschichte des fränkisch-deutschen Königtums*, Göttingen, 1969; M. Gockel, *Karolingische Königshöfe am Mittelrhein*, Göttingen, 1970; K. Heinemeyer, *Königshöfe und Königsgut im Raum Kassel*, Göttingen, 1971; H. Müller-Kehlen, *Die Ardenne im Frühmittelalter. Untersuchungen zum Königsgut in einem karolingischen Kernland*, Göttingen, 1973. ドイツ学界以外では、このような個別研究は比較的少なく、管見の範囲では以下の論文があげられる程度である。G. Despy, *Note sur le domaine carolingien de Floreffe, Etudes d'histoire et d'archéologie namuroises dédiées à F. Courtoy*, Gembloux, 1952, pp. 191-8; A. Joris, *Le palais carolingien d'Herstal, Le Moyen Age*, 1973, pp. 385-420.
- 17) E. Ewig, *Descriptio franciae, Karl der Große*, I, pp. 143-77. なお E. Ewig, *Résidence et*

- capitale pendant le haut moyen âge, *Revue historique*, pp. 25—72 は、国王の居住地をなるたけ恒常的な勢力拠点にしようとしていた、中世初期のゲルマン諸王権による努力を跡づけている。
- 18) A. Gauert, *Zum Itinerar Karls des Großen, Karl der Große*, I, pp. 307—21. また、国王巡路における宿営を扱ったブリュルの大著が、フランク期にも1章をあてて詳しい考察を行なっている。C. Brühl, *Fodrum, gistum, servitium regis. Studien zu den wirtschaftlichen Grundlagen des Königtums im Frankenreich und in den fränkischen Nachfolgestaaten Deutschland, Frankreich und Italien vom 6. bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts*, 2 vols., Köln-Graz, 1968, pp. 7—115.
- 19) Metz, *Reichsgut*, pp. 140—4; Brühl, *op. cit.*, pp. 65—7; Bosl, *Staat, Gesellschaft, Wirtschaft*, p. 49. 個別研究としては、Staab, *op. cit.*, pp. 32—88 など。
- 20) Metz, *Reichsgut*, pp. 196—213; Id., *Zur Erforschung*, pp. 80—2.
- 21) T. Mayer, *Die Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalters, Das Problem der Freiheit in der deutschen und schweizerischen Geschichte, Vorträge und Forschungen*, II, Darmstadt, 1955, pp. 7—56 などのように、国王自由人の定住をきわめて広汎に捉える見解に対しては、現在では様々な留保がなされている。たとえばシャレス・フィッシャーはフランクフルト地方の王領地に国王自由人の存在を認めているが、ハイネマイヤーはカッセル地方についてそれを否定し、王領地に定住する「国王領民」Königsleute のうちに自由人がいても、それらの「自由」は国王との関係によって基礎づけられているわけではない、と考える。Schalles-Fischer, *op. cit.*, pp. 301—3; Heinemeyer, *op. cit.*, p. 240. 「国王自由人学説」の問題点を総体的に検討した論文として、H. K. Schulze, *Rodungsfreiheit und Königsfreiheit. Zu Genesis und Kritik neuerer verfassungsgeschichtlicher Theorien, Historische Zeitschrift*, 1974, pp. 529—50 を参照。
- 22) P. Grierson, *The identity of the unnamed fiscs in the «Brevium exempla ad describendas res ecclesiasticas et fiscales»*, *Revue belge de philologie et d'histoire*, 1939, pp. 437—61; 抽稿「領主制の諸形態」(2) 34—44頁。
- 23) 前注 16) の諸文献の他、Brühl, *op. cit.*, pp. 95—8; F. L. Ganshof, *La Belgique carolingienne, Bruxelles*, 1958, pp. 106—8 などを見よ。
- 24) Metz, *Reichsgut*, pp. 111—9.
- 25) 前掲の個別研究のうち、森林の問題を最も詳しく扱っているのは、Müller-Kehlen, *op. cit.*, pp. 99—110 である。一般的には、Metz, *Zur Erforschung*, pp. 78—80.
- 26) もちろんこれらの史料から、所領形態のいくつかの側面を読み取ることは可能であり、たとえばデュビィは『明細帳範例』から、農耕に対する牧畜の比重の高さや三圃制度の未確立などに表現される農業生産力の低位を想定している。G. Duby, *Le problème des techniques agricoles, Settimane*, XIII, pp. 267—283; Id., *Guerriers et paysans*, pp. 37—9. なお、前注 22) の抽稿では、ほぼデュビィの見解に従って、Annapes などの所領形態を「古典荘園制」からかなり遠いものとして整理したが、現在では、この点は『明細帳範例』の史料的人格からして再検討の余地がある、と考えている。
- 27) この史料については、Metz, *Reichsgut*, pp. 53—9; Id., *Zur Erforschung*, pp. 28—31.
- 28) Gockel, *op. cit.*, pp. 313—4. ここでは、Gernsheim と Nierstein の 2 所領についての、次のような具体的な描写を紹介しておこう。前者では、耕地 264 jurnales, 採草地乾草 10 台分, おどろ畑おどろ汁 6 台分の領主直領地に対して、『自由人フーフェ』*«hube ingenuales»* 23 及び『非自由人フーフェ』*«hube serviles»* 30 の農民保有地が約 4 倍の面積を占めているが、賦役労働としては、『自由人フーフェ』からは犁耕、収穫などの年賦役が、『非自由人フーフェ』からは 3 日の週賦役が給付されている。*Ibid.*, pp. 46—52. また後者は、おそらく約 250 jurnales の領主直領地と、*«mansii et sortes»* と表現される農民保有地 87 から構成されているが、*«mansii»* は明らかに『自由人フーフェ』を示して 4 週間を上廻る年賦役を負担しており、『非自由人フーフェ』に当る *«sortes»* は数の上では農民保有地のおそらく三分の二を占める上に、3 日の週賦役を給付している。*Ibid.*, pp. 94—6.
- 29) Heinemeyer, *op. cit.*, pp. 153—5 etc.
- 30) Metz, *Reichsgut*, pp. 91—7.
- 31) Metz, *Agrarwirtschaft*, pp. 495—6.
- 32) この点については 尨大な研究成果が蓄積されているが、とりあえず Lemarignier, *La France*

- médiévale*, pp. 55-86; Bosl, *Staat, Gesellschaft, Wirtschaft*, pp. 69-79. また、ドイツ学界の成果を見事に摂取した労作、北村忠夫「7・8世紀転換期における、初期カロリinger権力の東漸」『中世の自由と国家』下、1-261頁も、しばしばこの局面に触れている。教会諸組織が農村開発の拠点となった点については、C. Higounet, *Le problème économique: l'église et la vie rurale pendant le très haut moyen âge*, *Settimane*, VII, pp. 775-803.
- 33) Brühl, *Fodrum*, pp. 25-53.
- 34) Lemarignier, *Les domaines des abbayes de Sithiu (Saint-Bertin) et l'abbaye de Corbie*, pp. 305-7; Id., *Quelques remarques sur l'organisation ecclésiastique de la Gaule du VII^e à la fin du IX^e siècle principalement au Nord de la Loire*, *Settimane*, XIII, pp. 463-70; Id., *La France médiévale*, pp. 57-60.
- 35) Müller-Kehlen, *op. cit.*, pp. 39-50, 79-98.
- 36) Verhulst, *De Sint-Baafsabdij te Gent*, pp. 232-84.
- 37) R. Kötzschke, *Studien zur Verwaltungsgeschichte der Großgrundherrschaft Werden an der Ruhr*, Leipzig, 1901, pp. 8-19.
- 38) H. Platelle, *Le temporel de l'abbaye de Saint-Amand des origines à 1340*, Paris, 1962, p. 40. ただし、この2所領の王領地起源について決定的な史料はないようである。なお、サン・タマン修道院領の構造については、拙稿「領主制の諸形態」(2) 44-53頁。
- 39) Mayer, *Die Königsfreien und der Staat*, pp. 40-51. マイヤーの場合、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院領の『自由人マンス』が、軍役税など、そもそも公的性格を持っていた負担を行なっていることが重視されるが、それだけから修道院領の王領地起源を考えるのは性急であろう。
- 40) Roblin, *op. cit.*, p. 342. また、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院領の地理的配置を検討して、それがカロリング王国の体制と適合関係にあったこと、セヌ河をはさんでノルマンディーのサン・ワンドリーユ修道院領と相互補完的に所在していたこと、などを指摘する M. de la Motte-Colas, *Les possessions territoriales de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés du début du IX^e au début du XII^e siècle*, *Revue d'histoire de l'église de France*, 1957, pp. 50-7 を参照。
- 41) Staab, *op. cit.*, pp. 46-106.
- 42) これら修道院への国王による寄進については、de Moreau, *Histoire de l'église en Belgique*, I, pp. 157-61 を、所領構造については、拙稿「領主制の諸形態」(1), (2), (3) を見よ。
- 43) フランク王国における貴族層の動向は、戦後のヨーロッパ学界で最も精力的に研究されている分野の一つであって、その研究成果を展望することは私の能力をもってしては不可能である。とりあえず、Fossier, *Histoire sociale*, pp. 52-4; Dhondt, *op. cit.*, pp. 42-4; Bosl, *Staat, Gesellschaft, Wirtschaft*, pp. 52-7 などを参照。わが国においても、世良晃志郎「フランク時代における貴族と土地所有」『中世の自由と国家』上、41-110頁や前注 32) の北村論文のような、優れた研究がある。ここでは、世俗領のあり方に関連して以下の点を指摘するにとどめたい。第1に、王領地や教会領からの世俗領主への土地賦与、世俗領主による教会への土地寄進に加えて、国王による教会領を犠牲としての世俗領主への土地封与 (F. L. Ganshof, *Qu'est-ce que la féodalité?* 2e éd., 1968, Bruxelles, pp. 25, 43-5) などの形で、王領地及び教会領と世俗領との間でひんばんに相互移行が行なわれていたのであるから、両者の構造には一定の親近関係がありえたこと。第2に、シント・パーフ修道院領〔拙稿「領主制の諸形態」(1), 9-39頁〕、サン・ベルタン修道院領〔同(2) 2-33頁〕、モンティエランデル修道院領〔拙稿「モンティエランデル修道院土地台帳の分析——『古典荘園制』未発達の1形態——」本誌, 37巻, 1-6号, 1972, 209-29頁〕などの検討から明らかになったように、世俗領主の小所領において遅れた所領形態が検出されることが多いこと。従って、その所領が比較的大規模なまとまりを持ちえたと思われる高級貴族を、王権と教会諸組織とともに有力領主層を形作るものとして捉え、これを「古典荘園制」の形成を推進した先進的な指導者層と想定することが、許されるのではないだろうか。

× × ×

「古典荘園制」の形成過程に関する新しい考え方が、第二次大戦後ヨーロッパ学界の研究成果に支えられ、かつそれを深める方向で練り上げられてきたことは、以上の考察で不十分ながら

も明らかにしえたであろう。もちろん、本稿で取り上げることのできなかった問題領域は多く、特にわが国学界の問題関心からして、「古典荘園制」が西欧中世初期国制史において占める地位、ことにそれが在地に密着した支配機構

でありえたかという点が、なお解明されるべき重要な問題として残っている。私は、ヨーロッパ学界での所産からしてこれに肯定的に答えうると考えているが、それについては稿を改めて論ずることにしたい。